平成 26 年５月 30 日

各　　位

会 社 名　前 田 工 繊 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　前 田 征 利
（コード番号：7821　東証第一部）
問合せ先　取締役
経営管理本部長　斉 藤 康 雄
（TEL. 0776-51-3535）

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 26 年５月 30 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社は、創業以来、インフラ（社会資本）の整備・維持に携わる会社として、土木資材の製造・販売を行う「インフラ事業」と各種繊維を原料とした産業資材や不織布の製造・加工・販売を行う「産業資材事業」により業容を拡大してまいりました。特に、主力の「インフラ事業」においては、”ジオシンセティックス”（土木工事等に使用される高分子材料の製品）の総合企業として、当社グループの製品・工法・サービスを提供することで、地域の皆様の安心・安全で豊かな社会づくりや、より災害に強い国土づくりに貢献してまいりました。

一方で、当社では上記既存２事業の成長余地はあると考えているものの、当社グループの成長をもう一段引き上げるために、これらに加えて新たな柱となる事業を模索しておりました。なお、当社は成長戦略の一つとしてM&Ａを位置付けております。

このような中、当社は、会社更生手続中であった更生会社ワシ興産株式会社及び更生会社ワシマイヤー株式会社（以下、２社を総称して「対象会社２社」という。）を、平成 25 年 11 月１日付で、更生計画に従い、全株式の取得により完全子会社化いたしました。

対象会社２社は我が国最大級の自動車用軽合金鍛造ホイールメーカーであり、高剛性・高品質なアルミ鍛造ホイール（「ＢＢＳ」というブランドにて展開）を製造販売している企業であり、検討の結果、当社グループにとって、その高度なものづくりのノウハウと知名度は非常に魅力的であること、事業規模の面からも当社グループの新たな事業の柱となりうること等が期待できると考えております。

なお、平成 25 年 12 月１日をもってワシマイヤー株式会社を存続会社、消滅会社をワシ興産株式会社及びワシマイヤー株式会社の 100%子会社である日本ＢＢＳ株式会社とする３社が合併し、商号を「ＢＢＳジャパン株式会社」に変更しております。

前述の対象会社２社の買収のための資金については、当初金融機関からの借入金を充当しておりま

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

したが、今後の事業拡大等の成長戦略のためには財務体質の強化が重要であると判断し、今回の新株式発行による資金調達を行うことといたしました。今回の資金調達により、当社の新たな事業展開に向け、「インフラの長寿命化への取り組み」「事業領域を広げるための継続的なM&A」「さらなるグローバル化の進展」の重要施策を達成するための経営基盤の充実を図ることが可能になると考えております。

当社は、創業当時からの当社のＤＮＡである「独自の知恵と技術を駆使」し、「安心・安全な社会」「豊かな社会」の実現に向けてチャレンジしてまいります。

記

１．公募による新株式発行(一般募集)

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式　2,610,000株
(2)	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年６月９日(月)から平成26年６月12日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
(3)	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4)	募集方法	一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(１円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
(5)	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
(6)	申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。
(7)	払込期日	平成26年６月16日(月)から平成26年６月19日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とする。
(8)	申込株数単位	100株

(9)　払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　前田征利に一任する。

(10)　上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

２．株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記＜ご参考＞１．を参照のこと。)

(１)	売出株式の種類及び数	当社普通株式　390,000株 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
(２)	売出人	野村證券株式会社
(３)	売出価格	未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
(４)	売出方法	一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から390,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
(５)	申込期間	一般募集における申込期間と同一とする。
(６)	受渡期日	一般募集における払込期日の翌営業日とする。
(７)	申込株数単位	100株

(８) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　前田征利に一任する。

(９) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

３．第三者割当による新株式発行(後記＜ご参考＞１．を参照のこと。)

(１)	募集株式の種類及び数	当社普通株式　390,000株
(２)	払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
(３)	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(４)	割当先	野村證券株式会社
(５)	申込期間(申込期日)	平成26年７月14日(月)
(６)	払込期日	平成26年７月15日(火)
(７)	申込株数単位	100株

(８) 上記(５)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

(９) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　前田征利に一任する。

(10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が１億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「２．株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、そ

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から390,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、390,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年5月30日(金)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式390,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成26年7月15日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年7月8日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

２．今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	29,228,800株（平成26年5月30日現在）
公募増資による増加株式数	2,610,000株
公募増資後の発行済株式総数	31,838,800株
第三者割当増資による増加株式数	390,000株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	32,228,800株（注）

(注)前記「３．第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社か

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ら申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 3,833,540,000 円については、平成 26 年９月までに、更生会社ワシ興産株式会社及び更生会社ワシマイヤー株式会社（現ＢＢＳジャパン株式会社）の子会社化のために平成 25 年 11 月１日に当社が金融機関より借入れた長短借入金（借入総額 4,500,000,000 円）の返済資金の一部に充当する予定であります。残額が生じた場合には、平成 26 年９月までに取引金融機関からの長短借入金の返済資金に充当する予定であります。

（２）前回調達資金の使途の変更

平成 24 年 10 月の新株式発行にかかる調達資金 1,257 百万円のうち、698 百万円を平成 25 年 9 月までに当社の本社工場、丸岡工場及び能登川工場の設備投資資金に充当し、残額を平成 24 年 12 月までに短期借入金の返済資金に充当する予定としておりました。しかしながら、本社工場の用地取得に際し農地転用の許可等に想定した以上の時間を要し、当初の設備計画等に変更が生じましたので、900 百万円を平成 24 年 10 月までに短期借入金の返済資金に充当し、残額を平成 26 年 5 月 30 日までに上記の設備投資資金に充当しております。

（３）業績に与える影響

今回の調達資金を、上記（１）に記載のとおり充当することにより、今後の業績及び中長期的な企業価値の向上に貢献するとともに、財務体質の強化にもつながるものと考えております。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、株主各位に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。配当につきましては、当期･中長期の業績の見通し、将来の事業展開を勘案し、安定継続配当を行うこととしております。

（２）配当決定にあたっての考え方

当社は、「剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。また、株主各位への利益還元の機会を充実させるべく、中間配当を実施し、毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当及び期末配当の年２回の配当を行うことを基本方針としております。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、当社グループの競争力の維持･強化による将来の収益力向上を図るための設備投資及び研究開発並びに従来事業とのシナジー効果が生じるＭ＆Ａに有効に活用する方針であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（4）過去３決算期間の配当状況等

	平成23年９月期	平成24年９月期	平成25年９月期
１株当たり連結当期純利益	107.36円	46.86円	52.50円
１株当たり年間配当金 （内１株当たり中間配当金）	22.50円 (―)	35.00円 (15.00)	35.00円 (15.00)
実績連結配当性向	21.0%	14.9%	13.3%
自己資本連結当期純利益率	5.3%	10.8%	12.0%
連結純資産配当率	1.1%	1.6%	1.5%

(注)１．平成25年７月３日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、１株当たり連結当期純利益につきましては、当該株式分割が平成24年９月期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
２．平成25年９月期の１株当たり年間配当金は19.00円(第２四半期末15.00円及び期末4.00円）でありますが、平成25年７月３日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますので、当該株式分割を考慮した額（35.00円）を記載しております。
３．実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
４．自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(期首と期末の平均)で除した数値であります。
５．連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。

５．その他

（1）配分先の指定

該当事項はありません。

（2）潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

（3）過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成24年10月10日	公募増資 1,114,190千円	1,601,224千円	1,560,852千円
平成24年10月24日	第三者割当増資 159,170千円	1,680,809千円	1,640,437千円

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年９月期	平成24年９月期	平成25年９月期	平成26年９月期
始値	1,037円	1,090円	1,692円 □852円	1,265円
高値	1,618円	2,486円	4,630円 □1,383円	1,725円
安値	952円	951円	1,602円 □824円	1,051円
終値	1,082円	1,680円	4,300円 □1,276円	1,419円
株価収益率	10.1倍	7.2倍	24.3倍	―

(注)１．平成26年９月期の株価は、平成26年５月29日(木)現在で表示しています。
２．平成25年９月期の株価の□印は、平成25年７月３日付株式分割による権利落ち後の株価であります。
３．株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(４)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である前田征利、前田尚宏、有限会社尚佳及び前田博美は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。